

## 令和3年度介護のしごと魅力発信等事業公募要領

この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和3年度政府予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での令和3年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることを御承知おきください。

### 1 実施主体（応募主体）

社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他の法人  
※複数の団体による共同事業体による応募も可とする。その場合は、幹事者を設定し、当該幹事者が応募すること。ただし、幹事者が業務のすべてを他の者に再委託することはできない。

### 2 応募要件

次のすべての要件を満たす法人とする。

- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 実施期間

採択日～令和4年3月31日まで

※事業実施団体の採択日が令和3年4月1日以降の場合、採択日以降に実施する事業に係る経費について補助するものとする。

### 4 対象事業

実施団体は次の（1）から（6）に掲げる事業を実施するものとする。

なお、事業実施に支障がない範囲において、2事業以上実施することも差し支えないものとする。

#### （1）福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業

幅広い世代の者の福祉・介護の現場に対する関心を高め、福祉・介護分野への参入促進を図ることを目的とする事業。

- (2) ターゲット別魅力発信事業（若者層向け）  
若者層（小学生や中学生を含む）への福祉・介護についての関心を高め、福祉系高等学校や介護福祉士養成施設への入学や福祉・介護分野の施設・事業所への就職を促すことを目的とする事業。
- (3) ターゲット別魅力発信事業（子育てを終えた層向け）  
子育てを終えた層（子育て中である層を含む）の福祉・介護についての関心を高め、「介護に関する入門的研修」の受講など、福祉・介護分野への参入につながる行動を促すことを目的とする事業。
- (4) ターゲット別魅力発信事業（アクティブシニア層向け）  
アクティブシニア層の福祉・介護についての関心を高め、「介護助手」等として、福祉・介護分野への参入を促すことを目的とする事業。
- (5) 介護技能向上促進事業  
介護技能の向上、質の高いサービス提供の手法を介護事業者に展開すること、広く一般に介護職員の介護技能向上に向けた取組を周知すること等により、介護職員の社会的評価を高めることを目的とする事業。
- (6) 事業間連携・評価分析事業  
(1) から (5) の実施主体が、他の事業の実施主体との連携を図ることができるよう、事業間連携会議を開催するとともに、各実施主体の協力のもと、本事業の効果を評価分析することを目的とする事業。

## 5 事業実施上の留意事項

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「当課」という。）に対して、定期的な連絡及び協議を行いつつ、当課の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) 各実施主体は、3（6）の実施主体が主催する「事業間連携会議」に参画し、実施主体間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (3) 職能団体や事業者団体、地方公共団体等（以下、「関係団体」という。）と連携を図ること。

なお、関係団体の取組と連動した事業を実施する場合には、あらかじめ当課と協議の上、関係団体に対する要請を行うこと。

## 6 補助基準額及び対象経費

### (1) 補助基準額

補助基準額は、次表の事業区分ごとにそれぞれ定める国庫補助基準額の範囲において、厚生労働大臣が必要と認める額とする。

事業区分	国庫補助基準額
福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業	143,000 千円
ターゲット別魅力発信事業（若者層向け）	92,000 千円
ターゲット別魅力発信事業（子育てを終えた層向け）	92,000 千円
ターゲット別魅力発信事業（アクティブシニア層向け）	92,000 千円
介護技能向上促進事業	92,000 千円
事業間連携・評価分析事業	70,000 千円

(2) 補助率

定額（対象経費の10/10）

(3) 補助対象経費

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、使用料、賃借料、委託料

7 公募手続

(1) 提出書類 ※事業区分ごとに作成すること

<事業実施計画に係る書類>

- 介護のしごと魅力発信等事業への応募について（別紙様式1）
- 企画提案書（任意様式）
- 事業所要額調書（別記1）
- 対象経費支出予定額算出明細書（別記2）
- 事業実施計画書（別記3）
- 人件費、旅費、諸謝金の支給基準（所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた資料）

<実施団体の概要、活動状況に係る書類>

- 団体の概況書（別記4）
- 定款
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

<実施団体の経理状況に係る書類>

- 令和3年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

※ 応募書類はA4サイズとし、10部提出すること。

(2) 提出期限

令和3年3月9日（火）【郵送必着】

※ 持参の場合は、AM10:00～11:30、PM1:00～5:00のみ受付

（入館手続きが必要となるので、持参日の前日までに電話で社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室に連絡すること。）

※ 提出期限を超過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意すること。

(3) 提出先及び問合せ先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係宛

TEL：03-5253-1111（内線：2849）

FAX：03-3591-9898

※ 封筒表面に、赤字で『介護のしごと魅力発信等事業』応募書類在中』と記載のこと。

8 事業採否の決定方法について

(1) 事前審査について

事務局の事前審査において、次のいずれかに該当する場合は、評価検討会の意見を聴いた上で、不採択とする。

(ア) 令和4年3月31日までに終了しない事業である場合

(イ) 事業内容が指定課題の内容と明らかに合致していない場合

(ウ) 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況等に深刻な問題があると判断される場合。

(2) 会計専門員による審査について

(1) (ウ) を判断するため、会計専門員により財務諸表等の審査を行う。審査の結果、法人の経営状況等に問題がある等の指摘があった場合には、会計専門員の助言に基づき、事務局において資料の追加提出を求める等により確認を行う。

(3) 評価委員会による評価について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、別に定める評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(4) 結果の通知等

審査結果の通知については、採否決定後、書面にて行う。

(5) その他

・ 評価は非公開で行う。

- ・ 提出された企画書等は返却しない。
- ・ 実施団体の決定について、個別の問い合わせには応じない。

9 補助金執行の適正性確保について

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況が分かる通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間、実施主体において保存すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、本公募要領のほか、別途定める実施要綱及び交付要綱によるものとする。